

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：土木費 項：土木管理費 目：建設業指導監督費

事業名 **拡** 建設業魅力発信事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

県土整備部 技術検査課 建設人材育成係 電話番号：058-272-1111 (内 2292)

E-mail: c11656@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 5,780千円 (前年度予算額：8,076千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財産 収入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	8,076	3,880	0	0	0	0	0	0	4,196
要求額	5,780	2,726	0	0	0	0	0	0	3,054
決定額	5,780	2,726	0	0	0	0	0	0	3,054

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

建設業は社会資本整備の担い手であるとともに、地域の防災・安全を支える重要な役割を担っている。しかしながら、経営環境の悪化や、建設業に持たれているマイナスイメージにより、若年入職者の減少、従事者の高齢化が進んでおり、将来の担い手不足が大きな課題となっている。

そこで、小中学生や高校生等とその保護者等を対象に建設業の魅力や役割を発信し、将来的な建設業の担い手の確保を図る。また、より一層、建設業の担い手確保に取り組むために、高校生の入職定着促進のため土木関係の資格取得支援やU I ターン・転職者の受入支援に新たに取り組む。

(2) 事業内容

新聞への特集記事の掲載のほか、中学生を対象とした出前授業の実施、中高生向け及び保護者向けのPR冊子の増刷を行い、建設産業の魅力や役割について発信していく。また、工業高校を中心に土木関係の資格取得支援をするほか、U I ターン・転職者の受入支援を行い、人材確保を支援する。

①小学生向け子ども新聞「マナビのトビラ」への掲載

- ※年 3 回（県土整備部 2 回、都市建築部 1 回）
- ② 中学 3 年生、高校生向け学生新聞「高校ダイアリー」への掲載
- ※年 3 回（県土整備部 2 回、都市建築部 1 回）
- ③ 新聞の特集記事の掲載※年 3 回（県土整備部 2 回、都市建築部 1 回）
- ④ 中高生向け P R 冊子の増刷
- ⑤ 保護者向け P R 冊子の増刷
- ⑥ 中学生向け出前授業の実施
- ⑦ 資格取得支援
- ⑧ U I ターン・転職者の受入支援

（3）県負担・補助率の考え方

地域雇用や地域社会インフラ保全の観点からも県内建設産業の健全な発展は県の最重要課題として対応する必要があり、県負担は妥当。

（4）類似事業の有無

有（福祉の仕事普及啓発事業費）

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
報償費	432	出前授業講師報償費、受入支援講師報償費
旅費	461	講師費用弁償、調整及び実施旅費 等
需用費	1,093	中高生向け・保護者向け P R 冊子増刷、テキスト購入費、水代等
役務費	174	資料送付
委託料	3,520	新聞特集
使用料	100	
合計	5,780	

決定額の考え方

4 参考事項

（1）各種計画での位置づけ

- ・創生総合戦略
- 3 地域にあふれる魅力と活力づくり
- （2）次世代を見据えた産業の振興
 - ①産業を支える人材の育成

(建設・建築分野)

「ぎふ建設人材育成リーディング企業認定制度」の運用、「建設ICT人材育成センター」におけるICTの活用や入職者の定着等を目的とした研修を実施するほか、小中学生等への魅力発信により、建設分野における人材の育成・確保を推進する。

(2) 国・他県の状況

担い手3法（改正：平成26年6月4日）において、建設工事の担い手の育成及び確保とその支援に関する責務が追加され、さらには建設業の働き方改革の推進や生産性の向上を目的として、新担い手3法（改正：令和元年6月5日、令和元年6月7日）が成立し建設業の人材不足について、国においても喫緊の課題として捉えられている。

(3) 後年度の財政負担

—

(4) 事業主体及びその妥当性

県内建設業者を広く支援するため、県が主体となって事業を行う。

事業評価調査書（県単独補助金除く）

<input type="checkbox"/> 新規要求事業
<input checked="" type="checkbox"/> 継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか
 建設業の若年就業者数の総数及び建設業就業者数に占める若年就業者の占める割合の減少に歯止めをかけ、将来の建設業を支える担い手を育成し地域社会の安心・安全を支える建設業の再生を推進する。

【岐阜県の建設業就業者数】 出典：国勢調査

	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年
建設業就業者数	115,957 人	101,182 人	84,542 人	80,479 人
若年就業者数 (29 歳以下)	24,853 人	15,749 人	9,594 人	7,849 人
若年就業者数の 占める割合	21.4%	15.6%	11.3%	9.8%

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値	目 標	達成率
若年就業者数 (29 歳以下)	7,849 人 (H27)			7,849 人 (H27)	7,849 人 (R4)	% —
若年就業者数の 占める割合	9.8% (H27)			9.8% (H27)	9.8% (R4)	% —

○指標を設定することができない場合の理由

（前年度の取組）

- ・ 事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）
- ・ 小学生向け子ども新聞「マナビのトビラ」への掲載（年 2 回）
- ・ 中学 3 年生、高校生向け学生新聞「高校ダイアリー」への掲載（年 2 回）
- ・ 新聞への特集記事の掲載（年 2 回）
- ・ 中高生向け P R 冊子の増刷
- ・ 保護者向け P R 冊子の制作
- ・ 災害時に建設業者が果たしている役割等の P R 動画の制作
- ・ 中学生を対象とした出前授業の実施（5 校）

(前年度の成果)

- ・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果
- ・小中学生や高校生等とその保護者、一般県民等に対して建設産業の役割や魅力を発信し、建設産業の将来の担い手育成・確保に繋がっていく

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ○：必要性が高い、△：必要性が低い	
(評価) ○	将来の建設業を支える人材の確保・育成は喫緊の課題であり、将来の担い手確保するための事業の必要性が高い。
・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ○：概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている、△：まだ期待どおりの成果が得られていない	
(評価) ○	小中学生や高校生等とその保護者、一般県民等に対して建設産業の役割や魅力を発信し、建設産業の将来の担い手育成・確保に繋がっていく。
・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている、△：向上の余地がある	
(評価) ○	スケジュール管理を徹底し、早い段階から企画案を作成することで業務の効率化を行っている。

(今後の課題)

- ・事業が直面する課題や改善が必要な事項
将来の建設産業の担い手育成・確保に向けて取組んでいる事業であり、今後継続が必要となる事業である。

(次年度の方向性)

- ・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか
建設業の魅力をPRし、イメージアップを図る。

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	【〇〇課】
組み合わせて実施する理由や期待する効果 など	